

4 意思疎通支援

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

音声語によるコミュニケーションが困難な聴覚障害者が日常生活上の相談、研修会・会議などで手話通訳や要約筆記が必要な場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。(市町によって取組が異なりますので、詳しくは各市町に直接お問い合わせください。)

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P111、113)
とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL028-621-6208、FAX028-627-6880)

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

重度の盲ろう者(聴覚と視覚に重複した障害を有し、身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者)が、日常生活上の相談、コミュニケーションの支援及び社会生活上必要不可欠な外出をするとき適当な付き添いが得られない場合に、盲ろう者向け通訳・介助員の利用ができます。

□問合せ先 栃木盲ろう者友の会「ひばり」(TEL&FAX028-621-0860)

(3) 失語症者向け意思疎通支援者の派遣

失語症者(脳血管疾患等により、大脳の言語中枢を受けたことで、一度獲得された言語機能が障害された者。ただし、構音障害などの失語症以外の言語障害は対象となりません。)の自立と社会参加の促進を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。

□問合せ先 一般社団法人 栃木県言語聴覚士会 (TEL・FAX050-3588-4094)
県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL028-623-3053、FAX028-623-3052)

(4) 情報機器の貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは、集団補聴装置(ヒアリンググループ)やOHP、プロジェクター等聴覚障害者のための情報機器を貸し出しています。聴覚障害者やボランティアの方々が無料で御利用になれます。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL028-621-6208、FAX028-627-6880)

(5) 字幕(手話)入りDVD・ビデオの貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは聴覚障害者等に対して、字幕(手話)入りDVD・ビデオの貸出を行っています。

- ・費用無料(ただし返送料は自己負担です)
- ・手続来所による利用登録が必要です。また、貸出しは来所、ファクシミリ等でお申込みください。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL028-621-6208、FAX028-627-6880)

(6) 点字ニュース即時提供システム

最新の新聞情報と福祉関係の情報の点訳版を視覚障害者(希望者)及び視覚障害者関係施設等に配布しています。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL028-621-6208、FAX028-627-6880)

県関係機関ガイダンス①とちぎ視聴覚障害者情報センター

とちぎ福祉プラザ内に設置されているとちぎ視聴覚障害者情報センターは、視聴覚障害者等の自立と社会参加を推進するために、各種の情報提供及びコミュニケーションの支援を総合的に実施しています。

□とちぎ視聴覚障害者情報センター

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内

TEL028-621-6208 FAX028-627-6880

開館時間 9:00~17:00

休館日 日曜日、国民の祝日(土曜日を除く)、年末年始

(7) パソコン教室の開催

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは、視覚障害者又は聴覚障害者に対するパソコン教室を開催しています。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター（TEL028-621-6208、FAX028-627-6880）

(8) 点字図書・録音図書の貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センター（点字図書館）では、視覚障害者に対して、点字図書、録音図書の貸出を行っています。

- ・点字図書・録音図書蔵書数（令和3（2021）年3月末時点）
（点字図書：11,291タイトル、録音図書：5,055タイトル、デイジー図書：5,075タイトル）
- ・費用無料
- ・手続利用登録が必要となります。また、電話・来所等によるお申し込みとなります。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター（TEL028-621-6208、FAX028-627-6880）

(9) 図書の郵送貸出

栃木県立図書館では、県内に在住する身体障害者で、身体障害者手帳を有し、来館に支障のある方、県内に在住する知的障害者で、療育手帳を有する方のうち、障害の程度の記載欄に「A」と表示されている方を対象に図書の郵送貸出を行っています。

- ・貸出図書の冊数は10冊以内、貸出期間は30日以内です。
- ・登録手続が必要となります。住所・氏名・身体障害者手帳又は療育手帳の番号などを電話、文書（はがき）等で連絡してください。（代理人でも可）
- ・返本の際に必要なもの（宛名・返送用切手）などは、貸出の際に図書館から同封されます。書籍小包（冊子小包）の例にならひ、開封で郵送してください。

□問合せ先 栃木県立図書館 調査相談課（TEL028-622-5112、FAX028-624-7855）

(10) 人材の養成

①点訳奉仕員

重度の視覚障害者のために印刷物を点訳する奉仕員で、県で183名（令和5（2023）年4月時点）が登録されていますが、市町で独自に活動されている方もいます。

点訳奉仕員になるためには、約80時間の講習を受けることが必要です。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当（TEL028-623-3053、FAX028-623-3052）
市福祉事務所又は町役場（P110、112）、市町社会福祉協議会（P113）
（一社）栃木県視覚障害者福祉協会（TEL028-625-4990）

②朗読奉仕員

重度の視覚障害者のために本などを読んだり、声の図書を製作する奉仕員で、県で539名（令和5（2023）年4月時点）が登録されていますが、市町で独自に活動されている方もいます。

朗読奉仕員になるためには、約60時間程度の講習を受けることが必要です。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当（TEL028-623-3053、FAX028-623-3052）
市福祉事務所又は町役場（P111、113）、市町社会福祉協議会（P114）
（一社）栃木県視覚障害者福祉協会（TEL028-625-4990）

③手話通訳者・手話奉仕員

聴覚障害者とのコミュニケーション手段である手話を習得し、ボランティア活動等ができるのが手話奉仕員です。手話奉仕員になるためには「手話奉仕員養成講座」（約80時間、県内各市町で実施）を

受ける必要があります。

また手話通訳者は、聴覚障害者等からの派遣依頼に応じて通訳業務にあたることができる方で、県では約 160 名が登録されています。手話通訳者になるためには手話奉仕員養成課程を修了した後、「手話通訳者養成講習会」(3 カ年、約 140 時間)を受け、その後、登録試験に合格することが必要です。

- 問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL028-623-3053、FAX028-623-3052)
市福祉事務所又は町役場 (P111、113)、市町社会福祉協議会 (P114)
とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL028-621-6208、FAX028-627-6880)

④要約筆記者

要約筆記者は、聴覚障害者等からの派遣依頼に応じて要約筆記業務にあたることができる方で、県では約 130 名が登録されています。要約筆記者になるためには、「要約筆記者養成講習会」(約 90 時間)を受け、その後、登録試験に合格することが必要です。

- 問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL028-623-3053、FAX028-623-3052)
市福祉事務所又は町役場 (P111、113)、市町社会福祉協議会 (P114)
とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL028-621-6208、FAX028-627-6880))

⑤盲ろう者向け通訳・介助員

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行っています。盲ろう者向け通訳・介助員になるためには、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講座」を修了することが必要です。

- 問合せ先 栃木盲ろう者友の会「ひばり」(TEL&FAX028-621-0860)
県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL028-623-3053、FAX028-623-3052)

⑥失語症者向け意思疎通支援者

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者の養成を行っています。失語症者向け意思疎通支援者になるためには、「失語症者向け意思疎通支援者養成講座」を修了することが必要です。

- 問合せ先 一般社団法人 栃木県言語聴覚士会 (TEL・FAX050-3588-4094)
県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL028-623-3053、FAX028-623-3052)

(11) 遠隔手話通訳サービスの提供

聴覚障害者のコミュニケーション手段の充実を図るため、広域健康福祉センター5 か所及び障害福祉課では、合理的配慮の一環として遠隔手話通訳サービスを提供しています。

○利用できる施設

障害福祉課、県西健康福祉センター、県東健康福祉センター、県南健康福祉センター、
県北健康福祉センター、安足健康福祉センター

- 問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL028-623-3053、FAX028-623-3052)

(12) 栃木県障害者 ICT サポートセンターの設置

とちぎ視聴覚障害者情報センターに「栃木県障害者 ICT サポートセンター」を設置しました。主に視覚と聴覚に障害がある方の ICT 利活用を支援するため、パソコンやスマートフォン等に関する各種相談等を行っています。

- 問合せ先 TEL 028-612-5213、FAX 028-627-6880、メール ict@tochigikenshakyo.jp
※開館時間は、とちぎ視聴覚障害者情報センターに準じます。